

「再発性の失神」患者の自動車運転の処罰に関する法律施行令（自動車運転死傷処罰法）の運用について：法務省刑事局からの通知

日本不整脈学会・社会問題対策委員会	安部治彦
同 上	渡辺重行
日本不整脈学会・植込みデバイス委員会	新田 隆
日本不整脈学会 会頭	奥村 謙

法務省刑事局から日本不整脈学会に対し、「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律施行令」に関する施行令開始日の通知がありましたので、ご報告申し上げます。

昨年6月に国会で成立した道路交通法（以下道交法という）改正の大まかな概要につきましては、既に本学会ホームページ（平成25年9月28日掲載）で会員の先生方に通知いたしておりましたが、本年6月から施行予定となっています。道交法改正の概略の詳細につきましては、近日中に再度学会ホームページでお知らせする予定にしていますが、道交法改正に伴う自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）も一部改正が行われております。

「政令で定める病気」により自動車運転時に人を死傷させた行為、とみなされた場合の処罰として、「**自動車運転死傷処罰法**（危険運転致死傷罪に含まれます）」が新法として定められ、その施行が平成26年5月20日から施行開始されるとの通知が法務省刑事局から来ました。道交法改正施行日より早期に自動車運転死傷処罰法が施行されることとなりますので、会員の先生方におかれましては患者さまへの指導等に関して十分ご理解の上、ご説明いただきますようお願い申し上げます。

以下に「政令で定める病気」および「自動車運転死傷処罰法」の概略を示します。

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律施行令の概要

1 趣 旨

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号。以下「法」という。）第2条第6号及び第3条第2項の規定により、通行禁止道路及び自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある病気を定めるものである。

2 概 要

(1) 通行禁止道路

- ア 道路交通法（昭和35年法律第105号）第8条第1項の道路標識等により自動車の通行が禁止されている道路又はその部分
- イ 道路交通法第8条第1項の道路標識等により自動車の通行につき一定の方向にするものが禁止されている道路又はその部分
- ウ 高速自動車国道又は自動車専用道路の部分であつて、道路交通法第17条第4項の規定により通行しなければならないとされているもの以外のもの
- エ 道路交通法第17条第6項に規定する安全地帯又はその他の道路の部分

(2) 自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある病気

- ア 自動車の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈する統合失調症
- イ 意識障害又は運動障害をもたらす発作が再発するおそれがあるてんかん
- ウ 再発性の失神
- エ 自動車の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈する低血糖症
- オ 自動車の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈するそう鬱病
- カ 重度の眠気症状を呈する睡眠障害

「政令で定める病気」と自動車事故による罪刑

1、「自動車運転過失致死傷罪」

過失犯(不注意)によって起きた事件

7年以下の懲役刑・禁固刑か100万円以下の罰金刑

2、「危険運転致死傷罪」

悪質で危険な運転が原因で、人を死亡させた場合は20年以下の懲役刑、

人を負傷させた場合は15年以下の懲役刑

<自動車運転死傷処罰法>

- 病気の影響で正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で、その状態であることを自分でもわかっていながら自動車を運転し、
- その結果、病気の影響で正常な運転が困難な状態になり、人を死亡させたり、負傷させたりした場合、に適應される

人を死亡させたときは15年以下の懲役刑、負傷させたときは12年以下の懲役刑に処する